理事就任承諾書

社会福祉法人○○○会

理事長　○○　○○様

　社会福祉法人○○会の理事に就任することを承諾します。理事に就任にすることにあたっては、次の各号を誓約します。

任　期：令和○○年○月○日開催の定時評議員会の終結の時から

令和△△年の定時評議員会の終結の時まで

　１　社会福祉法第44条第１項の欠格条項に該当しないこと

　２　各理事と親族等特殊関係にある者が上限を超えて含まれないこと

　３　暴力団員等の反社会勢力者に該当しないこと

４　今後、上記１号から３号の記載事項に該当したときは遅滞なく報告すること

　　　　　　　　　　　　　令和○○年○○月○○日

住所

氏名　　　　　　　　　　　　　　㊞

【社会福祉法※抜粋】

（役員の資格等）

第四十四条　第四十条第一項の規定は、役員について準用する。

２　監事は、理事又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　理事は六人以上、監事は二人以上でなければならない。

４　理事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業の経営に関する識見を有する者

二　当該社会福祉法人が行う事業の区域における福祉に関する実情に通じている者

三　当該社会福祉法人が施設を設置している場合にあつては、当該施設の管理者

５　監事のうちには、次に掲げる者が含まれなければならない。

一　社会福祉事業について識見を有する者

二　財務管理について識見を有する者

６　理事のうちには、各理事について、その配偶者若しくは三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が三人を超えて含まれ、又は当該理事並びにその配偶者及び三親等以内の親族その他各理事と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が理事の総数の三分の一を超えて含まれることになつてはならない。

７　監事のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

（評議員の資格等）

第四十条　次に掲げる者は、評議員となることができない。

一　法人

二　心身の故障のため職務を適正に執行することができない者として厚生労働省令で定めるもの

三　生活保護法、児童福祉法、老人福祉法、身体障害者福祉法又はこの法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

四　前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでの者

五　第五十六条第八項の規定による所轄庁の解散命令により解散を命ぜられた社会福祉法人の解散当時の役員

六　暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成三年法律第七十七号）第二条第六号に規定する暴力団員（以下この号において「暴力団員」という。）又は暴力団員でなくなつた日から五年を経過しない者（第百二十八条第一号ニ及び第三号において「暴力団員等」という。）

２　評議員は、役員又は当該社会福祉法人の職員を兼ねることができない。

３　評議員の数は、定款で定めた理事の員数を超える数でなければならない。

４　評議員のうちには、各評議員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各評議員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。

５　評議員のうちには、各役員について、その配偶者又は三親等以内の親族その他各役員と厚生労働省令で定める特殊の関係がある者が含まれることになつてはならない。